

会 議 記 録			
会議の名称	京都スタジアム（仮称） 検討特別委員会		会議場所 全員協議会室
			担当職員 鈴木
日 時	平成29年2月2日（木曜日）	開 議	午前 10時00分
		閉 議	午後 3時57分
出席委員	◎小島 ○平本 三上 山本 福井 齊藤 菱田 馬場 藤本 木曾 湊 石野 <西口議長>		
執行機関出席者	【企画管理部】木村部長 【まちづくり推進部】桂部長、竹村事業担当部長 [都市計画課] 関口課長 [都市整備課] 笹原課長、山内区画整理担当課長 [政策交通課] 伊豆田課長 【土木建築部】柴田部長 [桂川・道路整備課] 並河課長		
事務局出席者	門事務局長、山内次長、船越副課長、鈴木議事調査係長、三宅主任、池永主任		
傍 聴	市民5名	報道関係者4名	議員8名（酒井、富谷、奥村、奥野、田中、並河、竹田、小松）

会 議 の 概 要

10:00

1 開議

[小島委員長あいさつ]

[事務局長 日程説明]

<小島委員長>

報道機関より撮影許可申請が出ている。許可することに意義はないか。

(異議なし)

<小島委員長>

撮影を許可する。

2 案件

(1) 質疑等項目について

<小島委員長>

前回の特別委員会で、質疑等項目を確認し、委員会として執行部に送付した。本日は、それに対する答弁を執行部に求めることとしている。質疑等項目の答弁については、番号順に進めていくが、論点ごとに明らかにしていくため、分類ごとに答弁を受ける。分類ごとに一括答弁を受けた後、それに対して委員から質疑がある場合、質疑は質疑等項目の内容に沿って実施し、同じ質疑の繰り返しで質疑・答弁に進行が見られない場合は委員長が整理する。質疑は、まず項目番号及び項目数を述べてから一問一答方式で行う。1回あたり3項目以内、回数制限は原則しない。説明に対する所見や感想を述べるのではなく、質疑することを整理したうえで行う。他の委員と重複する質疑はしない。これらに留意いただきたい。

<木曾委員>

同じような質疑であっても、視点が違うものは考慮していただきたい。
＜小島委員長＞
そのように進める。

[執行部入室]

[まちづくり推進部長 あいさつ]

【No. 1～No. 3 「財政」】

[答弁]

＜企画管理部長＞

(No. 1)

現在、京都府と負担のあり方について、当初予算に係り折衝を続けている。その結果により、将来負担比率や経常収支比率等、市財政への影響をしっかりと分析し、議会に報告したいと考えている。昨年10月に作成した中期財政見通しは、新たに取得する用地費として平成29年度に20億円を全額市債充当することとして見込んでいる。この中期財政見通しは、平成29年度から33年度の5年間と対象としている。これをベースに平成27年度の標準財政規模等を基に試算すると将来負担比率は、平成27年度は149.2パーセントとなっている。平成29年度は145パーセント程度、5年後の平成33年度は123パーセント程度としており、減少していくと見込んでいる。また、実質公債費比率の早期健全化基準は25パーセントであるが、平成27年度で11.3パーセントであるが、平成29年度は12パーセント程度、5年後の平成33年度は16パーセント程度で推移すると見込んでいるところである。財政構造の弾力性を表す経常収支比率については、中期財政見通しでは算定することはできないが、新たなスタジアム用地の取得経費、市の負担分を20億円として全額市債充当、借入条件を10年償還で、うち2年据置、元利均等償還と仮定し、経常収支比率への影響分を概算すると、起債償還1年目である平成30年度、2年目である平成31年度は利子のみの支出となるため大きな変化はない。償還3年目である平成32年度以降10年目である平成39年度まで、各年度で約1.3ポイント程度の増加要因となる。なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、いずれも赤字を想定していない。先ほど答弁したとおり、平成27年度の将来負担比率は149.2パーセント、実質公債費比率は11.3パーセント、経常収支比率は96.5パーセントである。財政健全化法による早期健全化基準は、将来負担比率が350パーセント、実質公債費比率は25パーセントであり、本市の比率は基準を大きく下回っており、新たなスタジアム用地取得による影響は少ないと考えている。

スタジアム用地も含めた事業費は、これまでのJR関連事業、埋立処分場建設事業、学校耐震化等整備事業などの大型事業と同じく普通建設事業の一部として、財政運営していくものである。いずれにしても、今後においては、新規の市債発行について、年度ごとの公債費における元金償還額を原則上回ることのないよう可能な限り抑制し、持続可能な財政運営に努めていきたいと考えている。

(No. 2)

新たな用地取得によってスタジアム関連事業費の財源内訳が変わり、市民負担の増加は事実であるが、例えば、財政健全化指標の一つである実質公債費比率は、平成27年度で11.3パーセントであり、早期健全化基準の25パーセントを大きく下回っており、今後もこの基準を上回ることはなく、財政健全化団体になることはないと考えている。財政的な見通しは、今後の京都府への要望や交渉の状況を踏まえながら、あらためてシミュレーションしていかなければならないが、亀岡市としては、当初計画の変更により減額できるものもあることから、事業費を精査し事業推進していくこととしている。

(No.3)

今回の駅北用地取得費は約34億円と想定している。全額市が負担することは厳しく、京都府に財政支援を要請している。京都府もこのことを認識されており、予算編成に向け、折衝している。亀岡市の負担分が確定すれば、他の事業への影響を極力抑えるために、起債を最大限活用していきたい。関連事業費は、もう少し精査していきたい。また、スタジアム用地も含めた事業費は、普通建設事業の一部として最優先で進めていくが、他の事業については、緊急性のあるものから、計画的に進めていく。その中で、新規市債発行については、公債費における元金償還額を上回らないことを原則として、可能な限り抑制していきたい。なお、緊急を要する事業への影響、例えば災害が発生した場合への対応については、財政調整基金等で対応したいと考えている。

[質疑～答弁]

<福井委員>

京都府との調整で亀岡市は20億円の負担があるとされているが、現状はそれでよいと思う。京都府の予算が確定した段階で、詳細なシミュレーションは提示できるか。

<企画管理部長>

報告する期限は申し上げられないが、数字が固まり次第、財政健全化指標等のシミュレーションを議会に報告する。

<馬場委員>

京都府が15億円を出すということについて、自信はあるか。

<企画管理部長>

京都府も財政支援の必要性は認められている。できるだけ多くの財政支援をいただくようお願いしている。

<馬場委員>

府税収入が激減していると報道されていたが、特別に支援を受けられるのか。

<企画管理部長>

ひとつの普通建設事業だと捉えている。京都府としてもどこに重点を置かれるかにかかっているが、重点課題とされているので、亀岡市への支援も考えていただいているので、本市の事情を説明する中で、折衝しているものであり理解いただきたい。

<馬場委員>

将来負担比率は、亀岡市もあまりよくない状況にある。2010年は全国で110位、2011年は85位、2012年は76位、2013年は54位と悪化しているが、どのように考えているか。

<企画管理部長>

全国的にみると悪い部類に入るが、将来負担比率の早期健全化基準は350パーセントとされており、現在はそれに遠く及んでいない。京都府下で下位になっているが、新たな起債発行額を元金償還額が下回るように運営していけば、財政負担比率は上がらない。現在は下がっていくというシミュレーションをしている。基本的には、すぐに財政的な危機が来るとは考えていないが、今後もその指標に注視しながら率を下げていきたいと考えている。

<馬場委員>

歳入の増加要因はないと説明されてきたが、どのように考えているか。

<企画管理部長>

財政力指数は交付税への依存度を示すものであり、税金が基準財政需要額を上回ると交付税の不交付団体となる。大井町や駅北でも土地区画整理事業を実施しており、商業施設が建設されると市民税増にもつながる。そこで雇用も生まれる。亀岡市の発展のためにそのような対策を行っている。例えば、税金が1億円増えると交付税は7500万円減らされる算定となっているが、財政力は確実に上がってくる。今後も、税金が増える施策を考えていきたい。京都府下での本市の財政力指数は、京都市を除く25団体中13番目であり、中程度であるといえる。久御山町以外は、地方交付税が交付されている。

<馬場委員>

府下の南部と比べたら低い順位となり、危惧すべきではないか。

<企画管理部長>

基本的には税金増加の必要がある。このためには、企業誘致による雇用拡大が必要となる。今後も、地元と協議しながら、施策を進めていきたいと考えており、理解いただきたい。

<齊藤委員>

財政力指数等はあまりよくないことはわかっている。学校の耐震化事業や川東学園の施設建設など、大きな財政支出もしてきた。それから考えると、20億円もあまり大した額ではない。今亀岡市は一番苦しい時だと思うが、スタジアム効果により財政状況はどんどんよくなると思うが、どのように考えるか。

<企画管理部長>

財政力指数を上げていくことは、市独自の施策がもっと展開できることにもなるので努力していく。亀岡市には企業誘致できる素地がある。自然環境も守りながら、住みたいまち、住み続けたいまち、あこがれられるまちとしていくことが大切である。総合計画に基づき事業展開していく中で、議会から指摘いただいている、子どもたちへの支援策も拡大していくことができると考える。

<木曾委員>

市民負担が増え、亀岡会館、中央公民館、厚生会館、新火葬場、小学校大規模改修等、他の市民サービスが遅れるのではないかと心配するが、財政的な見通しはどうか。

<企画管理部長>

新たな市民負担が生じることは事実である。亀岡会館、中央公民館、厚生会館は現在のところ使用停止にしており、ガレリアかめおか等を利用いただい

ている。人口減少する中で、公共施設等総合管理計画を策定した。市民利用がどれだけあって、負担がどれだけ増えるかを踏まえて、公共施設の方向性を決めていかなければならない。中期財政見通しの中で、亀岡会館、中央公民館、厚生会館は除却する方向で試算しているが、それらの整備費は含めていない。新火葬場建設用地の予算、小学校大規模改修費用は中期財政見通しにも入れている。平成29年度にスタジアム用地を市が負担した場合、当該年度は元金償還を上回る起債を発行することとなるが、それ以降は他の公共事業への影響を極力抑えていきたいと考えている。小学校大規模改修も国庫補助や元金償還を上回らない程度の起債発行により、施策を進めていきたいと考えている。小学校の耐震化工事は終了しており、学校の安全整備については、優先順位をつけて進めていきたい。

<木曾委員>

シミュレーションは一定できているかと思うが、今後は、庁舎やガレリアかめおか等の改修に、費用が発生するかもしれないので、財政状況をみて運営していかなければならない。京都・亀岡保津川公園整備については、環境省等へ要望されているが、土地活用は今後の課題となってくるので、うまく運営していかなければならない。アユモドキの保全も含めて、財政的な見通しはどうなっているのか。

<企画管理部長>

庁舎も雨漏りしており、本来であれば大規模改修していかなければならないが、まずは学校等市民が使用される施設から整備することとしている。改修には起債があたらないことがネックになっている。庁舎は営繕計画を立てており、実施すべきことは把握している。機器類もできる限り使用して、市民サービスに支障がない範囲で対応していきたい。ガレリアかめおかも利用に支障がない程度で修繕しているが、機器の更新時期にさしかかり、計画的に対応したい。京都・亀岡保津川公園は、専門家会議でアユモドキへの影響等の調査の結論をいただく必要がある。スタジアムとの相乗効果により、まちなぎわいの中核としていきたいが、現在はまだ定まらないところであり、理解いただきたい。

<木曾委員>

駅北にスタジアムを建設するとなると、その分は税収とはならないので、市民理解を得るため、それをクリアできるような財政運営を要望する。

<三上委員>

将来負担比率等について、もし20億円で買わなかった場合とどう違うのか。

<企画管理部長>

10年償還で20億円の起債を発行したものがないものとなる。元金償還と新たな起債発行を調整することで、将来負担比率は下がってくる。

<三上委員>

後ほど、将来負担比率等の違いを教えてください。

<企画管理部長>

経常収支比率は1.3ポイント増加する。

【No.4 「騒音等対策」】

[答弁]

<まちづくり推進部長>

(No. 4 ①)

現在、京都府では平成28年度公共事業評価調書の中で、スタジアム運営による騒音や振動に関する周辺住民への住環境への影響を考慮されている。試合やイベント開催時の騒音、振動や照明による光害、サポーターの往来による影響について、スタジアム標準に準拠して適切に分析し、会議を実施して近隣住民に理解していただけるレベルにまで影響を緩和していけるよう、設計・運営計画の中で対応していくこととされている。亀岡市としては、京都府とともに協議を進めていきたいと考えている。

(No. 4 ②)

公共事業評価調書の中で、試合やイベント開催時の証明による光害について、スタジアム標準に沿って、適切に対応することとされている。亀岡市としては、京都府とともに協議を進めていきたいと考えている。

[質疑～答弁]

<馬場委員>

近隣住民に理解してもらえるレベルとはどのようなレベルなのか。商業地であるのか住宅地であるのか等、どこまで具体化されるのか。

<まちづくり推進部長>

具体的な数値は知らされていないので、デシベル等についてはわからない。環境基準の中で、例えば住居地域の都市部での目標値や夜間での目標値等について、協議されることとなる。設計でこういった対応となるのかについては、現在作業が進められているので、明らかになればその都度示していく。

<馬場委員>

亀岡市として京都府に環境基準を守ってほしいという決意と受け止めてよいか。

<まちづくり推進部長>

環境基準としての話であるので、あえて要望として上げていくことではない。

<木曾委員>

日本サッカー協会のスタジアム標準を守ることを前提として進んでいるのか。

<まちづくり推進部長>

基本的にその通りと承知している。

<木曾委員>

京都府にしっかりとスタジアム標準を守っていただき、住民から指摘がないように、最善の努力をしていただけるという理解でよいか。

<まちづくり推進部長>

それで結構である。

【No. 4 「交通対策」】

[答弁]

<まちづくり推進部長>

京都府では公共事業評価調書の中で、京都スタジアム（仮称）は、JR 亀岡駅から約280メートル、徒歩約4分程度であり、府北部・南部地域から来るには、公共交通機関を利用しやすい位置にあるとされている。スタジアム

に訪れる観客については、JR等の公共交通機関の利用を促進することを優先すると説明されている。役員や選手、報道等の関係者駐車場については、スタジアム内に確保され、一般来場者の車利用については、駅周辺の駐車場利用や車両による来場者の実態を把握したうえで、臨時駐車場の確保等について、亀岡市とともに調整に入りたいと表明されている。スタジアムへのアクセス道路については、市街地への車両流入が生じないように、インターチェンジや国道9号からの経路図の情報発信、案内看板の設置等の対応を図り、交通渋滞が緩和できるよう、周辺的生活環境の保全を図っていきたいとされている。なお、JRからは臨時便の運行や、連結車両の増設にも柔軟に対応していただけると聞いているところである。大型バスについては、スタジアム敷地にバスの乗降場所を整備し対応する予定であると京都府からは聞いている。また、スタジアムの運営者との連携により、スムーズな交通確保に努めていく。

[質疑～答弁]

<木曾委員>

関係者や報道機関の車両は、どのくらいの台数を想定しているのか。

<まちづくり推進部長>

京都府からは70台から100台弱と聞いている。

<木曾委員>

他のスタジアムでは、600台から700台と聞いている。車で来られる人以外は、電車で来られると考えているのか。

<まちづくり推進部長>

できるだけ公共交通機関で来場いただけるよう、運営関係者、サポーターにお願いしていくと聞いている。

<木曾委員>

西京極では3割から4割が電車を利用されており、その他は徒歩、自転車、車で来場されていると聞いた。その状況を理解した上で、市民生活に影響がないようにシミュレーションし、想定外のことも考えておかないといけない。

<まちづくり推進部長>

当初のシミュレーションに対して、実態が沿わないことも想定しなければならないことは、指摘の通りである。今後、京都府も運営マニュアルを作成されるので、市としても提案し対応いただけるようしていきたい。

<木曾委員>

想定外がないように対応いただきたい。全体としては、何台くらい来ることを想定しているのか。

<まちづくり推進部長>

今後、京都府において想定される。現段階で何台来るというシミュレーションはされていない。

<木曾委員>

車でたくさん来られるシミュレーションをされたら、駐車場は京都府が用意するのか。市が用意することとなると話が違ってくる。

<まちづくり推進部長>

公共事業評価調書の中でも、京都府は駐車場について亀岡市とともに対応す

- るとされている。市としても対応していきたいと考える。
- <木曾委員>
建物の設置者としての京都府と、試合の運営者である京都パープルサンガで整理していただくという認識でよいか。
- <まちづくり推進部長>
事業管理者と事業実施者に対して、できる限りの協力をしていきたいと考えている。
- <木曾委員>
事業管理者と事業実施者に責任を持ってもらうことでよいか。
- <まちづくり推進部長>
責任問題については、事業管理者と事業実施者になると考える。駐車場が必要と判断された場合、地元である亀岡市は対応するよう協力していきたい。
- <木曾委員>
問題が起きたときにどこに苦情を持っていけばよいのか。その場合、京都府と京都パープルサンガで整理いただくこととなるのか。
- <まちづくり推進部長>
イベントについて不具合が生じた場合、第一義的にはその通りである。
- <湊委員>
交通対策のシミュレーションについて、スタジアムの設置者である京都府に聞いてはつきりと示していただきたい。
- <まちづくり推進部長>
問い合わせしていく。
- <湊委員>
交通渋滞については、市民から懸念する声が上がっている。聞いていただかなければ、この特別委員会で京都府に問わなければならないこととなる。
- <齊藤委員>
交通渋滞は市民生活に影響を及ぼすこととなる。市民も5分前、10分前に行動しなければならない。私は西京極に何度もサッカーの試合を観に行っているが、通常の土曜日、日曜日と変わらない。車でそれほど来られていない感じがする。アウェーのサポーターはほとんどバス1台で来ている。大阪からは近いので多く来られるため、JR大阪駅からJR亀岡駅まで直通で乗り入れるような特急の運行をJRと協議していただけるのか。
- <まちづくり推進部長>
JR丹波口近辺に新駅が設置される計画があるので、JR大阪駅に直通で行く便ができるのは現実的に難しいと考える。
- <馬場委員>
京都府が駅周辺の駐車場の利用状況や、車両による来場者の実態を把握するのはいつか。
- <まちづくり推進部長>
時期については聞いていない。
- <馬場委員>
京都府は、京都縦貫自動車道の篠、亀岡、大井、千代川の各インターチェンジから、何台の車が乗降するかの資料は作成するのか。
- <まちづくり推進部長>

まだであり、早急な対応を要望する。

<馬場委員>

試合が行われる時に、亀岡市の職員を動員しなければならないのか。

<まちづくり推進部長>

例えば、市と府が共催でイベントを実施する際には、当然市も一緒に動くこととなるが、京都サンガF.C.の試合に市職員を動員することはない。

<木曾委員>

交通渋滞が市民生活に影響が出るというシミュレーションが出た場合、例えば試合が行われる時に亀岡市民に限り、京都縦貫自動車道の篠インターチェンジと千代川インターチェンジの間を、無料で通行できるようにすることは可能か。

<まちづくり推進部長>

影響があるという結果が出た場合、原因が明らかになるので、その影響を緩和する対応が必要になる。無料化についても議論されることはあるかもしれないが、ひとつの対応策として有効であるかどうかまでの話はできないところである。

<三上委員>

他のスタジアムに関することや亀岡駅が耐えられるのか等、質疑のいくつかに答えていないのではないかと。亀岡市としてこれに答えるために、どのような努力をしたのか。

<まちづくり推進部長>

事前にいただいた内容について、前もって京都府に確認できるところは確認している。

<三上委員>

亀岡駅についても京都府に聞くのか。

<まちづくり推進部長>

JRから増便増発に関して協力いただけることを聞いているので、大丈夫だという前提である。

<三上委員>

亀岡市としてはもつということを答えられたのか。

<まちづくり推進部長>

現状で大丈夫だと考えている。

<三上委員>

判断のしようがない。他のスタジアムについて答えられるのではないかと。

<まちづくり推進部長>

先ほどから答えている通りである。

<福井委員>

構造的に一気に観客が帰って行くときに、亀岡駅の階段を利用できるのか考えたのか。

<まちづくり推進部長>

花火大会では人の流れを調整し安全管理をしているので、それを想定している。

【No.4 「市民説明」】

[答弁]

<まちづくり推進部長>

今後、京都府においてスタジアムの実施設計が進められる等、事業が具体化してくるので、事業の進捗状況によって内容や時期を調整し、地元住民の皆さんへの説明会を開催したいと考えている。

[質疑～答弁]

<木曾委員>

近隣住民への説明会を実施していただけるという認識でよいか。

<まちづくり推進部長>

どのような形かはこの場で申し上げられないが、追分町、古世町向嶋、篠町を含めた説明会を開催しなければならないと考えている。

<木曾委員>

その地域に行って開催するのか。

<まちづくり推進部長>

町単位になるのか等は、地元と協議して進めていきたい。騒音、振動、光については、直近の方々に影響があるので、説明会をする場所や形式、内容、対象者は相談していきたい。

<木曾委員>

近隣住民への説明は実施するという理解でよいか。

<まちづくり推進部長>

それで結構である。形式や時期、内容等については相談させていただきたい。

<木曾委員>

きめ細かさがより理解を深めると思うがどうか。

<まちづくり推進部長>

京都府は理解いただけるまでの対応と言われているので、亀岡市もそのように対応していきたい。

<馬場委員>

1月23日に、ガレリアかめおかで行われた説明会の位置づけはどのようなものか。

<まちづくり推進部長>

京都スタジアム（仮称）を支援する会が、京都府に対して説明を依頼されたものである。

【No.5「経済効果」、No.6「スタジアムの利活用」】

[答弁]

<まちづくり推進部長>

(No.5)

スタジアムの費用対効果の分析については、事業の有効性をはかるものとして、公共事業評価調書の中で記載されている。スタジアム建設予定地の変更に伴う経済効果の試算については、京都府においてスタジアムの実施設計が進められる等、事業が具体化していく中で検討されるものと考えている。スタジアムの建設予定地が亀岡駅北土地地区画整理事業地に変更となったことにより、民間活力と融合した施設整備や年間利用日数の増加など、多くのにぎわいを生み出す

利用が考えられるので、さらなる経済効果が見込めるのではないかと考えている。なお、本スタジアムでは、サッカーをはじめ、ラグビー、アメリカンフットボールなどの球技が可能である。また、芝の養生を行うことにより、球技以外の利用についても現在検討されていると聞いている。

(No.6)

現在、京都府では「稼ぐスタジアム」を目指し、旅行、交通、通信、金融等の事業者をメンバーとした研究会において、駅前での立地や観光資源など、亀岡の地域特性を踏まえたにぎわい創出やスタジアムの複合機能のあり方を検討されているところである。スタジアムが、本市の中心市街地における新たな拠点施設として、スポーツと観光の推進による交流づくりや、家族で楽しむフットボールパーク、民間活力と融合した施設整備など、にぎわいの中心施設となるよう京都府と連携する中で事業を進めていく。

[質疑～答弁]

<木曾委員>

今までに出されている経済効果の他にはないのか。

<まちづくり推進部長>

現在のところはない。

<木曾委員>

亀岡市だけの経済効果は出されていないのか。

<まちづくり推進部長>

亀岡市だけの経済効果を出すことは難しいが、全体的な評価はしていただけていると思っている。

<木曾委員>

他のスタジアムの状況を踏まえ、アメリカンフットボールの利用も可能だと考えているのか。

<まちづくり推進部長>

京都府は他の施設も検証した結果、可能であるとされている。

<木曾委員>

市民は多目的な使用ができるという思いがあるので、芝生の養生に多額の費用がかかったりせず、Jリーグ等の試合の翌日に子どもたちが利用できるような対応ができるのか。

<まちづくり推進部長>

使用管理については、今後明らかになると思う。例えば、プレスルームや室内練習場、VIPルームの有料貸出し等、市民に利用いただけることを検討されている。

<湊委員>

移転に伴いスタジアムの外周が短くなったが、販売ブース用の場所は担保されているのか。

<まちづくり推進部長>

西京極でもイベントブース等があるが、京都スタジアム（仮称）では、北側と東側に設置される予定である。南側は報道の中継車等のスペースとなる。

<馬場委員>

アメリカンフットボールは選手が防具をつける。また、ボールを持たない選

手同士も激しくぶつかり合うが、芝生は本当に大丈夫か。

<まちづくり推進部長>

京都府からは大丈夫だと聞いている。

<馬場委員>

修繕費を亀岡市が負担することはないのか。

<まちづくり推進部長>

維持管理費を亀岡市が負担することはない。

<馬場委員>

大規模公園費用対効果分析手法マニュアルでは、10ヘクタール以上の公園を検討することとなっている。都市基幹公園、大規模公園を検討するものであり、3.2ヘクタール規模の公園が検証できるとは書かれていない。

<まちづくり推進部長>

京都府から聞いていない部分であり、答えることはできない。

<馬場委員>

亀岡市独自で経済効果を分析することはないのか。

<まちづくり推進部長>

今のところ考えていない。

<齊藤委員>

スタジアムが建設されることにより、運動公園の利用が多くなっている。また、亀岡会館等が使用停止となっている中、スタジアムの中の部屋を市民がサークル活動等で利用できるようになるのか。

<まちづくり推進部長>

占有できるかは別として、会議室を市民が有償で借りることについては、京都府で現在考えられている。

<福井委員>

亀岡市として、経済効果は算出しなければならないのではないかと。なぜ、亀岡市はスタジアムを誘致したのかという話になる。

<まちづくり推進部長>

指摘いただく通りである。再度我々の中で、検討させていただきたい。

【No.7～10「スタジアム周辺の整備」「京都・亀岡保津川公園」】

[答弁]

<まちづくり推進部事業担当部長>

(No.7)

京都スタジアム（仮称）を核とした、にぎわいの創出及び拡大や交流機会の充実を図るとともに、都市基盤整備による定住人口の増加、地域全体の活性化、京都・亀岡保津川公園を利用したレクリエーション活動や健康増進などの利活用を図り、良好な自然環境による憩いとぬくもりのある総合的なまちづくりを進めていきたいと考えている。

(No.8)

京都・亀岡保津川公園の活用方策については、本市の中心拠点であるJR亀岡駅北側の好立地を生かし、レクリエーション活動や健康増進等の综合利用による地域のにぎわいと交流を育むとともに、アユモドキの生息環境や良好な自然環境を保全する総合公園として整備を進める計画であり、今後専門家

会議の意見や、助言を得ながら、地元、国と連携を図りながら進めていきたい。現在のところは整備計画策定までには至っていない。アユモドキのことを考えながら、公園整備を進めていきたい。都市計画公園の補助金等を要望する中で、整備を進めていきたい。

<まちづくり推進部長>

(No.9)

京都・亀岡保津川公園では、駐車場や芝生広場の整備計画があった。区画整理事業地では関係者の駐車場が一部計画されているが、一般来場者駐車場やサブグラウンドについては、計画されていない。これらの整備については、今後京都府と調整する中で、検討していきたいと考えている。

<まちづくり推進部事業担当部長>

(No.10)

亀岡市では亀岡まるごとガーデン・ミュージアム・プロジェクトとして、本市の豊かな自然や生物多様性、地域に残る文化・歴史などの魅力ある地域資源を埋もれさせることなく、亀岡の名所づくりや原風景などの景観保全を進めるとともに、花や緑によって快適で潤いのある生活環境や美しい景観を創出し、住む人が誇れるまちづくりを推進していくこととしている。プロジェクトに係る構想策定について、京都学園大学、京都大学、福井県立大学、亀岡市都市緑花協会、亀岡市の5者で、平成29年1月13日に協定を締結した。京都・亀岡保津川公園を含めた亀岡駅北地区について、京都スタジアム（仮称）建設計画と整合を図りながら、ワークショップなどによって市民が憩える整備を検討していきたいと考えている。

[質疑～答弁]

<木曾委員>

京都・亀岡保津川公園は、駐車場やサブグラウンドとして活用することはできないのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

現在のところ、環境専門家会議の意見を聴きながら、活用方法を探っているところであり、検討は進んでいない。

<木曾委員>

京都・亀岡保津川公園の13.9ヘクタールの土地の保全はどのように行っているのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

アユモドキを保全しながら、検討を進めているところである。

<木曾委員>

元の地主が田として利用されているのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

亀岡市がすべて取得しているので、亀岡市が管理している。一部アユモドキの調査で稲を植えている所はあるが、その場所も亀岡市で管理している。

<木曾委員>

草刈り等の管理もしているのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

亀岡市が草刈りを定期的に行っている。何かあれば、市で対応する。

<木曾委員>

周辺の方に迷惑にならないよう、しっかりと管理していただきたい。

<まちづくり推進部事業担当部長>

保全も含めてしっかりと対応する。

<木曾委員>

亀岡まるごとガーデン・ミュージアムは、いつ整備されるのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

亀岡まるごとガーデン・ミュージアムは、市域全体の中で植栽等を実施するものである。特に、駅北では78メートル道路を設置することから、亀岡まるごとガーデン・ミュージアムの一部としての構想を持っている。京都・亀岡保津川公園は、アユモドキの調査があり、いつ整備できるかは今のところ未定である。

<木曾委員>

今はあの状態のまま保全することとなるのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

現状ではあの状態での保全になる。

<休憩 11:53～13:00>

<小島委員長>

企画管理部長から財政について、追加答弁をいただきたい。

<企画管理部長>

三上委員から、実質公債費比率、将来負担比率に関して質疑があり、追加で答弁する。20億円の市債を平成29年度中に発行し、10年償還でその内2年据置とし、また、税収等の歳入の状況が平成27年度と同様と仮定した場合を前提とする。平成27年度の実質公債費比率は11.3パーセント、将来負担比率は149.2パーセントである。実質公債費比率は平成32年度から39年度まで約1.6ポイント増加する。平成30年度、31年度はあまり影響なく、償還が終われば、その影響はなくなる。将来負担比率は、市債発行年度に最も率が上がり、最大13ポイント増加する。その後、償還が進むとともに率は下がり、償還後に影響はなくなる。

【No.11～No.14 「協議経過等」】

[答弁]

<まちづくり推進部長>

(No.11)

環境保全専門家会議の議事録及び資料については、希少種情報が含まれていることから、開催概要として亀岡市及び京都府のホームページで公開しているところである。議会に対しては、平成27年12月3日に開催された全員協議会において、専門家会議の開催概要を資料として提供したところである。今後も、ホームページ等で広く情報提供を行い、特別委員会等を通じ、専門家会議の開催概要をはじめとする資料を提供していきたいと考えている。

(No.12)

亀岡の環境のシンボルであるアユモドキの保全とスタジアムの整備、この2つ

をきちんと両立させ、しかもそれを早期に実現させることが、亀岡の発展のためには必要不可欠であると考え、事業を推進してきた。京都・亀岡保津川公園及び亀岡駅北土地地区画整理事業地のエリアは、本市のまちづくり、そしてアユモドキの保全にとって、極めて重要な位置にあるので、今後の亀岡の発展につながるよう、有効活用を図っていきたいと考えている。関係機関との調整については、環境保全専門家会議のオブザーバーとして、文化庁、国土交通省、農林水産省、環境省に参加いただいております。適宜意見をいただいている。

(No. 1 3)

座長提言を受け、アユモドキの保全とスタジアムの整備を両立させるために、建設場所を変更する決断をし、昨年8月24日に座長提言の受け入れを表明したところである。地下水への影響については、環境保全専門家会議の意見を踏まえ、平成26年度に5カ所の地下水調査観測井を設置し、地下水位、水質、流向・流速の調査を実施している。なお、現在も継続的に実施しており、設置後、調査結果に顕著な変化は見られない状況である。また、現在京都府において、地下水の影響調査が行われているので、このような調査結果等に基づき、地下水への影響がないよう、万全の対策を実施設計に反映していただけるものと考えている。

(No. 1 4)

今回の座長提言は、アユモドキ保全の観点から、これまで検討してきた計画地に隣接する、亀岡駅北土地地区画整理事業地をスタジアムの建設場所とすることが望ましいとされたものであり、亀岡の環境のシンボルであるアユモドキの保全とスタジアムの整備、この2つをきちんと両立させ、しかも早期に実現することが、亀岡の発展のためには必要不可欠であると考え、スタジアムの建設予定地を京都・亀岡保津川公園に隣接する、亀岡駅北土地地区画整理事業地に変更するという決断に至ったところである。なお、周辺住環境等への影響については、京都府が行う実施設計等の業務において、分析や対策の検討が行われると聞いている。また、スタジアムの景観等については、亀岡市景観計画に基づき、設計を担当する京都府と調整を行い、亀岡市景観審議会に諮っていく予定である。大規模スポーツ施設の誘致に係る検討会議で検討していた際、亀岡駅北地区が影響あると判断された理由については、駐車場やサブグラウンドを含めた広大な用地の検討をされていた。用地費も高額な試算となっていたため、別用地の検討が行われたと確認している。

[質疑～答弁]

<木曾委員>

環境保全専門家会議の座長提言があるまで、京都・亀岡保津川公園の用地に建設することとなっていた際には、どのような判断をされてきたのか。

<まちづくり推進部長>

平成25年に環境保全専門家会議を設置し、京都・亀岡保津川公園用地において、アユモドキ保全を踏まえ、市民憩いの場所を確保するよう進めてきた。この間約30回の会議を開催した。アユモドキの保全に必要な現状の調査を進め、3年にわたり評価いただいていたが、結果が出ない状況であった。環境保全専門家会議は、京都・亀岡保津川公園用地でスタジアムが建設できないとは言われていない。その中で対策等を示していただけるものとして業務

を進めてきた。

<木曾委員>

環境保全専門家会議の提言を待ってから、京都・亀岡保津川公園用地を購入すべきではなかったか。

<まちづくり推進部長>

京都・亀岡保津川公園の中にスタジアムを建設することで進めてきた。スポーツゾーン、憩いのゾーン、共生ゾーンを設定するよう公園整備計画を進めてきた。公園用地を買収して確保し、事業の確実性をとる手順により進めてきたものである。都市計画決定の中で事業認可いただき、事業着手し用地買収から取りかかってきた。

<木曾委員>

亀岡市としては、この土地で影響はないであろうということで、用地取得したとの認識でよいか。

<まちづくり推進部長>

亀岡市はアユモドキの保護増殖計画を以前から出してきた。また、専門家からサンクチュアリにより保護できるとの調査報告もいただいていた。この中で、公園を整備して進めることができると判断してきた。

<木曾委員>

用地取得する前に、様々な情報を察知すべきではなかったのか。

<まちづくり推進部長>

市長以下により、その時点で適切な判断をしてきていると考えている。

<木曾委員>

その時点で正しい判断をしてきていると考えているのか。

<まちづくり推進部長>

その通りである。

<木曾委員>

座長提言を受け、どのように考えているか。

<まちづくり推進部長>

その時点において事業を進捗させるため、座長提言の受け入れが判断されたと考える。

<木曾委員>

座長提言を受け入れた場合、その前の判断はどうであったのか。

<まちづくり推進部長>

その時点において、正しい判断をしてきたと考えている。

<木曾委員>

その時点で判断されてきたことは間違っていなかったもので、過去に購入した分についても間違いはなかったと認識されているのか。

<まちづくり推進部長>

そのように認識している。

<木曾委員>

その説明で市民に納得いただけると考えているのか。

<まちづくり推進部長>

事実を説明していくことが重要だと思っている。

<木曾委員>

専門家会議にここに来ていただくことは可能と考えるか。

<まちづくり推進部長>

議会として参考人を招致し説明を受けられることについて、我々が意見を述べるべきではないと考える。

<三上委員>

No.12にある「当時」とは、環境保全専門家会議ができてからのことか。

<まちづくり推進部長>

環境保全専門家会議ができてから文化庁と協議している。

<三上委員>

京都府知事が2012年12月に、亀岡にスタジアムを建設することを決定された。環境省はその2日後に懸念して協議を始めている。そして、2013年初頭に京都府は亀岡市に事情を聴き、そこではかなり厳しい意見があった。亀岡市は、京都府に対してプレゼンテーションしていた時点で、文化庁等と協議していたのか。

<まちづくり推進部長>

亀岡市は地元にも協力いただき、アユモドキの救出活動やパトロールを実施してきた。その過程で環境省や文化庁にも協議し、保護増殖活動を行ってきた。具体的にスタジアム建設に関しての協議はなかったが、アユモドキの保全に関しては、その経過の中で協議され建設地に立候補したと思っている。

<三上委員>

スタジアム建設を発表した2日後に亀岡市と京都府が協議した際、大変なことになるのではないかとということも書かれていた。アユモドキ保全については協議されてきたかもしれないが、スタジアムが建設されることについての協議はなかったのではないかと。行政としての責任はどうか。

<まちづくり推進部長>

対応できるという判断があったと思っている。

<馬場委員>

平成27年度京都府公共事業事前評価調書に記載されているが、アユモドキだけでなく、水道水源との関わりの経過についてはどう考えるか。

<まちづくり推進部長>

できるだけ心配のない場所を検討されたと認識している。

<馬場委員>

この調査によって、アユモドキだけでなく絶滅危惧種についても、わかってきている。その中で最終的に、13.9ヘクタールの土地から変更することとなったとの理解でよいか。

<まちづくり推進部長>

環境保全専門家会議では、アユモドキが生息するには、どの生物と一緒にいないとだめであるとか、生態系の保護保全と一緒にしていく検討もされているところである。具体的にその種の検討もされている。調査には時間が必要であると言われており、スタジアムが建設できないとの答えが出された訳ではない。

<馬場委員>

そこが甘いのではないかと。14億円を使い、すぐに他の用地を検討している。

沖積世のところは地盤が弱い。府による調査がされているが、もっと本格的な調査が必要なのではないか。

<まちづくり推進部長>

地質調査については、三次元解析に関して京都府の公共事業評価調書に記載されており、その中で、総合的に建設物や地下水への影響を調査され判断されている。

<馬場委員>

この程度の調査で十分だと考えるか。

<まちづくり推進部長>

建築物に関しては十分だと考える。しかし、スタジアム建設に関して、杭打ちすることの影響は軽微であるとの指摘があった。地下水全体について、京都府の現在の調査では、少し疑義があるとのことである。アユモドキ保全というよりは、地下水の状況を把握するためには、今後、専門家と個別に意見調整することが必要となる。

<藤本委員>

環境保全専門家会議の座長提言が出る前に通知はあったのか。

<まちづくり推進部長>

4月26日に環境保全専門家会議が開催され、座長から4月27日に提言する内容の説明があった。その直前に座長から提言内容についての説明があった。

<福井委員>

当初、自然と共生するスタジアムがコンセプトであったが、これは今も生きているのか。

<まちづくり推進部長>

アユモドキを中心とした、自然と共生するスタジアムのコンセプトは変わっていない。京都府も利用計画も検討されている。

<福井委員>

自然と共生するスタジアムの理念がしっかりと生きているからこそ、一連の話になっているのではないか。

<まちづくり推進部長>

各時点で判断してきたのは、京都・亀岡保津川公園の中に共生ゾーンを設けてアユモドキ等を保全し、都市近郊でありながら自然と憩える場所を確保していこうという思いであった。

<福井委員>

すでに用地購入した責任と、これをどう生かしていくかは、一緒に考えていかなければならないものであり、この理念の中に答えは出ている。

<木曾委員>

駅北の地下水はどのくらいの深さに流れているのか。

<まちづくり推進部長>

第一帯水層と第二帯水層に分かれており、第一帯水層は標高77～78メートル前後にある。第二帯水層はそれより20～40メートル下となる。

<木曾委員>

現在、駅北で調査している深さは何メートルか。

<まちづくり推進部長>

亀岡市は5カ所観測井戸を設置しており、その内4カ所は第一帯水層を狙っており、8～12メートル位にある。1カ所は第二帯水層に入っており、30メートル位にある。京都府は第一帯水層で調査されており、サンプル調査するだけでなく、振動、電気を流し地質を調査されている。

<木曾委員>

もっと深い所で調査する必要はないのか。

<まちづくり推進部長>

杭工事は15メートルの深さになっており、第一帯水層を対象として調査された。

<木曾委員>

駅北の3.2ヘクタール部分だけを調査し、地下水への影響がわかるのか。

<まちづくり推進部長>

京都府はアユモドキの越冬環境に重要だとされている調査を、3.2ヘクタールの場所を中心に実施された。杭打工法による第一帯水層の地下水の流れに対する影響は軽微であることは間違いないとされているが、アユモドキの越冬場所はもっと下流にあるので、その調査だけで地下水全体の評価とすることは難しく、専門家と調整していくべきとの指摘があった。

<木曾委員>

広範囲にわたる地下水調査を行う必要があるのではないのか。

<まちづくり推進部長>

今後、専門家と意見調整する。

<三上委員>

地下水が保全されるならば、影響は軽微となるが、現在はまだ保全に関して、担保されていないという理解でよいか。

<まちづくり推進部長>

確実に専門家の了解がとれた状況ではない。

<三上委員>

それなのに用地変更を決定した理由は。

<まちづくり推進部長>

現在、京都府において、地下水影響調査を実施されている。地下水の水位に対する影響はなかったため、大丈夫だとの判断であり、場所を変更した。今後、専門家の確認をいただき、最終判断をいただくものである。

<三上委員>

過去に、しっかり調査せずに実施したので、責任が問われる。専門家会議で了承されなければ、現在の用地はあきらめることになるのか。

<まちづくり推進部長>

まったく調査せずに実施してきたものではない。説明し理解いただく中で、事業進捗できるようにしていく。

<三上委員>

もし了承されなければ、あきらめなければならないと考えているのか。

<まちづくり推進部長>

そこまでの想定はしていない。実施できるものと考えている。

<三上委員>

亀岡市としては、できない場合を想定せずにいるというスタンスで大丈夫だ

と考えているのか。

<まちづくり推進部長>

現状は、答弁した流れで進めている。

<木曾委員>

14億円で購入した土地と同じ結果にならないために、完全に担保されてからでないという決意表明がないと不安である。

<まちづくり推進部長>

スタジアム関連の当初予算を3月定例会で審議いただくこととなる。スタジアムの経過説明がないままに、20億円で用地を購入する予算審議をいただくことは難しいと考えているところである。

<三上委員>

2010年の大規模スポーツ施設の誘致に係る検討会議において、サブグラウンド等の整備にもっと大きな費用がかかることとされたため、駅北用地は検討から外れたという理解でよいか。

<まちづくり推進部長>

そのように理解している。

<三上委員>

お金の問題だけでなく、景観問題や近隣の住宅地に近いことから、次回以降の会議での検討には上がってこなかった。その際、サブグラウンドや駐車場は必要だと考えられていたが、現在はどのように考えているのか。

<まちづくり推進部長>

京都府におけるスポーツ施設のあり方懇話会の中で、2万平方メートル以上の面積により、サブグラウンド、駐車場と一緒に整備できるという条件があった。これは、亀岡市が立候補する時点で、京都府が求められていたので、スタジアムに関連する芝生広場や駐車場を含めて、京都・亀岡保津川公園としてのスポーツ施設として手を上げたものである。現在の場所に変更する経過の中で、それだけの面積を確保することはできないので、京都府の判断の中でサブグラウンドや駐車場については、状況を見て整備していくことが明記されている。市としては、サブグラウンドや駐車場を確保する意思表示はしていないところである。

<三上委員>

建設できないとしていた場所用地を変更した理由としては、座長提言の受け入れだけとなると考えるが、それでよいか。

<まちづくり推進部長>

座長提言を受け入れる段階で、京都府として判断された。その判断の中に、サブグラウンドや駐車場のことも入っていたと考える。

<三上委員>

市民にとっては影響のある、景観、騒音、渋滞、水源等について明らかにすべきだと、京都府に対して言うべきではないか。

<まちづくり推進部長>

市民生活への影響については、今後京都府と十分協議していくが、今具体的にどうしていくかは答えられないので、理解いただきたい。

【No.15、No.16「治水対策」】

[答弁]

<まちづくり推進部事業担当部長>

(No.15)

亀岡市都市計画公園内でスタジアムを建設する場合は、盛土等による遊水機能の減少によって下流域に影響が生じないように、スタジアムに地下貯水ピット等の整備を計画していた。駅北地区は、平成10年に完成した日吉ダム及び平成21年度の桂川河川改修事業保津工区の当面計画概成により、概ね10年に1度の降雨で発生する洪水に対する治水安全度が確保されたことから、都市計画審議会等の手続きを経て、市街化区域への編入が認められ、区画整理事業の認可を受け、事業実施されている。桂川河川改修事業の当面計画概成後も、約34万立法メートルの高水敷掘削が行われ、河川のいっそうの治水能力向上が図られている。この河川整備による約30万立法メートルの掘削土は、区画整理事業地内に必要とされる盛土に流用し、洪水の貯留機能を河川内に確保することで、周辺地域に影響が出ないようにしている。従って、地下貯水ピットは必要ないと判断されている。

(No.16)

亀岡駅北地区の開発行為に伴う治水対策協議については、土地区画整理事業区域の雨水排水先である一級河川雑水川が、亀岡駅北地区が市街地となることを見込んで整備されており、50年に1度の洪水に対する治水安全度を確保し、河川改修されている。京都府から「治水計画上、特に支障がない」と回答を得ており、調整池の設置は考えていない。

[質疑～答弁]

<馬場委員>

貯留ピットについて、スタジアムを土地区画整理事業用地に建設する場合は不要で、13.9ヘクタールの用地には必要だという考え方には納得していないが、どう考えるか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

京都・亀岡保津川公園は市街化調整区域である。盛土相当分の遊水機能を果たせるよう貯留ピットを設置することとされていた。河川改修も一定整備できた中で、駅北区域が市街化区域に編入された。このため、貯留ピットは必要ないこととなっている。

<馬場委員>

京都府は、これまで洪水時に遊水機能を有していた土地に造成を行うことから、土地区画整理事業の約30万立法メートルの盛土量と同等以上の約34万立法メートルの桂川高水敷掘削を行うことにより、洪水の貯留機能を河川内に確保することで、造成により周辺地域の安全性に影響が出ないようにされていると言っている。当委員会で報告された残土量はこれでは済まない。現在の土量は34.1万立法メートルが搬入済であり、今後は13.9万立法メートルを予定しているとされており、合わせると48万立法メートルとなる。また、新名神高速道路の工事等、公共機関の工事の土砂を搬入する。造成により周辺地域などの安全性に影響が出るのではないかと。

<まちづくり推進部事業担当部長>

区画整理事業の盛土量は48万立法メートルである。遊水機能を保持してい

た16.1ヘクタールの部分が14.5万立法メートルとなる。駅の西側に3.5万立法メートル搬入し、合わせて18万立法メートルとなる。駅北の遊水機能を保持していた30万立法メートルと14.4万立法メートルで合わせて、44.5万立法メートルとなる。駅北は標高90.5メートル程度であり、盛土量は30万立法メートル程度となり、平成25年の18号台風での水位は、それに近いところであった。桂川の河川内の34万立法メートル相当分は、駅北土地区画整理事業地に搬入する。その上の盛土については、新たな土を外部からもってくる。

<馬場委員>

遊水機能が失われ、危険な状態になるということだと考えるがどうか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

JR亀岡駅の西側については、以前から市街化区域であり、以前から盛土される前提の土地であると理解している。駅北についても河川改修が進んだことにより盛土が了承される土地となる。その後において、34万立法メートルの河川砂利の掘削が行われており、その分の水を保持できる機能が桂川にあることとなった。このことから、新たに浸水被害が拡大するとは考えていない。

<湊委員>

雑水川改修により、調整池が不要であることは理解する。

<まちづくり推進部事業担当部長>

内水処理について、桂川本川と支川の水位の上がり方にはタイムラグがあり、本川の水位が上がってくるまでに支川に流しきることとなる。逆流により霞堤を超える頃には、支川の水が上がってきているので先に流しきる。雑水川は、50年に1度の大雨に対応する改修ができたので、駅北区域に調整池はいらないという考え方となっている。調整池の考え方について、京都府に相談した結果、調整池は必要ではないとのことであった。

<湊委員>

保津川遊船の駐車場周辺で、用地買収する部分の説明をいただきたい。

<まちづくり推進部事業担当部長>

スタジアム用地として買収するのは、保津川遊船の駐車場西側、資料提出した公共事業評価調書のP8の点線部分の内側である。

<菱田委員>

駅北は標高90.5メートルとなると説明されたが、京都・亀岡保津川公園の標高は何メートルか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

約88メートルである。

<菱田委員>

その差により貯留ピットをつくる必要はないと判断しているのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

京都・亀岡保津川公園は曾我谷川流域であり、駅北は雑水川流域であるので一概に高さだけでは言えないが、河川改修も一定整備できた中で、駅北区域が市街化区域に編入されたため、貯留ピットは必要ないとされている。

<菱田委員>

京都・亀岡保津川公園は曾我谷川流域であり、西側から流れる部分も含めて

遊水機能を果たさなければならなかった。駅北は雑水川流域であるので、流出が多くなるものと考えてよいか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

桂川改修の概成や雑水川改修が進んだことにより、駅北を土地区画整理事業に編入することになったため、貯留ピットは必要ない。

<湊委員>

J R 亀岡駅の西側の線路は盛土されているので、そこが冠水するのは住宅地からの水が流れたのではないか。区画整理することで盛土した場合、その水はどこに流れるのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

カルバートが線路の下を通っているが、内水をはき切れなかったのと合わせ、逆流した部分もあるのではないか。駅北土地区画整理事業での水路整備により対応していくこととなる。

【No. 1 7 「スタジアム本体整備」】

[答弁]

<まちづくり推進部長>

(No. 1 7 ①)

スタジアム本体の全体像については、京都府が行う実施設計等の業務において具体化されていくものと考えている。現時点で示されているスタジアムの概要については、現在京都府において意見募集されている京都スタジアム（仮称）整備事業にかかる公共事業事前評価調書のとおりである。

(No. 1 7 ②)

京都府において、現在、地下水の影響調査が行われており、地下水への影響がないよう、環境保全専門家会議の助言や評価を得ながら、万全な対応をとっていきたい。杭工法の影響は軽微である。地下水全体の流れからみると、今の調査結果ですべて評価されるものではない。地下水の専門家と調整している。

(No. 1 7 ③)

用地価格については、不動産鑑定士による鑑定評価額に基づき、適正に対応していく。当初予算でも説明し、理解を得ていきたい。

[質疑～答弁]

<木曾委員>

水質調査されているが、影響は出ないと考えているのか。

<まちづくり推進部長>

公共事業評価調書に上水道に関する影響が示されている。平成25年に観測井戸を10本打ち、水道水源の水の流れ方がどう影響するのか、また、第一帯水層と第二帯水層はどのような関係になっているのか等を調査した。その結果、第二帯水層から強い勢いで水が上がってきているとのことであった。水の数も遅く、距離も離れていることから上水に対する影響はないと評価されている。

<木曾委員>

調査期間も含め、調査の内容は大丈夫だということか。

<まちづくり推進部長>

建設が始まれば約700本の杭が打たれるので、その際にモニタリング調査が実施される。上水道の水質基準も公表しており、工事上の監視も行っていく。その上で不具合が出た場合、工事を停止する等の対応をする。

<木曾委員>

水源に対する工事の影響はゼロではないのか。

<まちづくり推進部長>

可能性があるかと聞かれたら、ないと思っている。水道水源に向かって、工事の水が流れている訳ではない。基本的には大丈夫だが、監視しておくべきことである。

<木曾委員>

三宅浄水場は篠町等の水源である。市民生活に大きく影響するので、安心安全の亀岡市のまちづくりのためにしっかりと調査し、担保していただきたい。

<まちづくり推進部長>

地下水に対する全体的な調査方法について、専門家と意見が違っているところがあるので、それを調整されている。地下水の動向に関して、工事がどう影響するのか、不測の事態が起きたときにどう対応するのか等については、十分調査されるべきであるし、そのように要望していく。

<木曾委員>

搬入土砂も含め、水道水源に影響する。市民生活に関わることなので、影響がないことを明言し、工事を進めていただきたいと考えるがどうか。

<まちづくり推進部長>

駅北地域の土については、水道水源に対して問題はない。現在、外から持ち込んだ土砂については、管理基準に対応する土質検査はされており、市の担当者も目視確認している。

<木曾委員>

しっかりと調査して、安心できるようにしていただきたい。今後も精査して、環境の専門家だけでなく、土木工学の専門家にも一緒に調査し、検討いただける機会を持てるのか。

<まちづくり推進部長>

環境保全専門家会議には地下水の専門家も入っていただいている。専門的な見地から指導いただく中で、対応していきたいと考えている。

<馬場委員>

質疑した項目をしっかりと答えていただきたい。環境大臣意見に従い、市が行っている5カ所でのモニタリング調査について、市議会には詳細が報告されていない。具体的な資料での報告を求めるとしているが、その資料は提出されたのか。また、三次元流動解析業務を依頼している業者名、仕様書、どんなデータをもとに検証しているのか提示されていない。また、適正な鑑定評価の考え方についても示されていない。いかがなものかと考えるがどうか。

<まちづくり推進部長>

地下水調査は平成26年度から実施しており、その結果を環境保全専門家会議で検討いただいている。調査結果の数値は出ているが、結果を基に専門家の評価が出た段階で報告させていただきたい。鑑定評価について、大まかな数字はつかんでおり、34億2000万円と示しているが、今年の6月から

8月の評価である。適正価格で用地交渉していくが仮契約を結んだ後、議会に本契約を提案する段階で、交渉経過も含めて、報告させていただくこととしている。現在は用地買収に関する情報であるので、控えさせていただく。京都府の三次元流動解析業務を依頼している業者名等については、京都府に確認し改めて提出する。

<馬場委員>

京都府の公共事業評価調書の内容は、亀岡市が(株)キンキ地質センターに委託した、大規模スポーツ施設建設計画に伴う三宅浄水場系水源影響調査業務委託の概要版の内容と比べると違うのではないかと。公共事業評価調書の水道水源の解析のベクトルは一定方向のみだが、水源影響調査業務委託の解析では愛宕谷川等、3から4種類の水があり、時季によっても変わると評価されている。公共事業評価調書はいつの時点の調査であるのか。

<まちづくり推進部長>

京都府の流向・流速調査は、第一帯水層を対象とし11月時点の調査結果であり、標準式により解析されたものである。一方、上水道の調査は、水道水源に対するものであり、第二帯水層の流れを対象としており、結果が違うのではないかと考える。

<馬場委員>

東畑建築事務所が基本設計に関わっている。京都府に問い合わせしたら、杭の長さが以前とは変わっている。議会に対して、設計書を提出すべきだと考えるがどうか。

<まちづくり推進部長>

実施設計等はまだ明らかにされていない。示すことができる段階になれば、示していただける。現在のところは報告できる段階ではない。

<三上委員>

今日示されたスタジアム本体の全体像に関する資料が、京都府に問い合わせた、最善のものであるのか。

<まちづくり推進部長>

紙ベースの資料は示した通りである。

<三上委員>

1月23日の説明会では、これ以外にもあったのではないかと。

<まちづくり推進部長>

会場で配られた資料を特別委員会に提出している。パワーポイントの説明では、違った内容が出ていたかもしれない。

<三上委員>

そこに参加した人はもう少し詳しい資料を見られたのか。

<まちづくり推進部長>

京都スタジアム(仮称)を支援する会が京都府に対して要請され、説明会がギャラリーかめおか響ホールで行われた。その際、会場で配布された資料は、京都府に出してもらおうよう伝えれば、提出されると思う。

<三上委員>

公共機関が発注する建設発生土の件数は。

<まちづくり推進事業担当部長>

件数はわからない。

<三上委員>

土の搬出元において検査され、基準値内だと確認されていることであるが、それでよいか。

<まちづくり推進事業担当部長>

それについても、確認したい。

<三上委員>

すべて提出することは可能か。

<まちづくり推進部長>

条例の施行規則で必要なことは実施している。資料は作成して提出することはできる。

<小島委員長>

委員会として資料請求する。

<三上委員>

鑑定評価はいつ実施されたものであるのか。

<まちづくり推進部長>

用地買収の経過資料であり、仮契約を報告する時に全て開示していきたい。

鑑定評価は昨年6月から8月に実施した。来年度の当初予算を可決いただけた場合、用地買収に入る段階で評価を行い、確認して買収単価を決定していく。現段階での公表は差し控えたい。

<三上委員>

評価されたのはいつか。

<まちづくり推進部長>

評価調書の日付は7月30日か31日であったと思う。

<木曾委員>

鑑定評価を出せないのは、地権者に支障が出るという判断か。

<まちづくり推進部長>

地権者と用地交渉し、最終的に議会の議決をいただき本契約する手順となる。それまでの段階において公表した場合、評価額が安い場合、協議が前に進まなくなる恐れがある。支障があってはいけないので、現段階では差し控えたいと考える。

<木曾委員>

13.9ヘクタールの土地を買収した時には、一律の単価であったが、今回は箇所によって単価が違うのか。

<まちづくり推進部長>

13.9ヘクタールの土地は、代表地番3カ所で3業者に評価を依頼し、最終的にはそれが近似値であった。同一単価であった。今回は、市街化区域の土地であり、色々な評価がでてくると思う。申し訳ないが、現段階では差し控えたい。

<三上委員>

可能な限り、出していきたい。

<まちづくり推進部長>

地権者が49名いることに加え、エリアや全体面積はすでに示しているので、それが可能な内容だと考えている。

<馬場委員>

路線価が確定している場所ではないが、亀岡市としての用地買収に対する基本的な姿勢、方針を少なくとも示さなければならないのではないかと。

<木曾委員>

実際の評価が高かった場合どうするのか。そうであれば、34億円も言うべきではなかったのではないかと。

<まちづくり推進部長>

予算に合わない場合、補正予算となる。34億円で予算が足りないとなっても、それ以上の予算要求はできないので、その段階で話はさせていただくことになる。現段階で、示した価格を超えて予算要求する予定はない。現状は大きく変化していないと認識している。

<木曾委員>

評価額が高くなった場合は困る。鑑定評価が想定と違えば、とんでもない話になる。

<まちづくり推進部長>

指摘いただくとおりだと考えるが、今提出できる資料は変わっていないので、理解いただきたい。

<馬場委員>

少なくとも坪単価の根拠は示されたい。

<まちづくり推進部長>

予算要求の段階で説明させていただければと考える。

<休憩 14 : 57 ~ 15 : 15 >

【No.18 「スタジアム本体整備」】

[答弁]

<まちづくり推進部長>

亀岡市は、京都府スポーツ施設整備課からスタジアム形状の図面の提示を受け、この形状で建設できる用地が確保できる道路計画を土地区画整理組合とともに検討し、公安協議の図面を作成し、提出したものである。

[質疑～答弁]

<三上委員>

京都府から面積の資料等の提供を受け、亀岡市が作成したとのことによいのか。

<まちづくり推進部長>

北側の道路をどのように変更すべきか等がわからないので、面積を資料として聞いた。

<三上委員>

八角形の資料は京都府から送られてきたのか。

<まちづくり推進部長>

亀岡市として必要となる大きさを京都府に求めた。

<馬場委員>

その際、都市計画道路の変更も想定していたのか。

<まちづくり推進部長>

まずは、どれだけの面積となるかがわからなければ、どうすればよいか判断できなかったのので、提示いただき道路を変更することとなった。公安協議がなければ道路を変更できない。あくまでも公安協議のためのものである。

<三上委員>

正式なものではなかったから、議会に報告しなかったのか。

<まちづくり推進部長>

用地変更等の段階で公安協議を行うために必要な図面であった。公安協議の事前資料として、それと同じ意味合いで対応してきたものである。議会に隠そうとしていたものではない。

【No.19 「スタジアム本体整備」】

[答弁]

<まちづくり推進部長>

先日、京都スタジアム（仮称）整備事業にかかる京都府の公共事業事前評価調書を資料として、議会に配付したところである。事業計画書については、亀岡市としては承知していないところである。

[質疑～答弁]

<馬場委員>

京都府に要求するつもりはないのか。

<まちづくり推進部長>

事業計画書の協議もこれまでなかった。要求はしていない。

【No.20 「スタジアム本体整備」】

[答弁]

<まちづくり推進部長>

昨年12月19日に開催された、特別委員会で配付した資料以外は入手していないところである。

[質疑～答弁]

<馬場委員>

スライドで説明された資料は、亀岡市議会に提出する予定はあるか。

<小島委員長>

京都府に確認し、対応は正副委員長と調整させていただきたい。

<馬場委員>

全議員が知っておくべき内容であるので、必ず対応させていただきたい。

<小島委員長>

スライドによる説明を受けることとで調整する。

<三上委員>

議会としての質疑項目としているものであり、何もわからないというのではなく、京都府に問い合わせるべきではなかったのか。

<まちづくり推進部長>

これまでから京都府と様々な協議をしており、どのような資料があるのかについては把握している。その中で、事業計画書はなかったと把握しているの

で、問い合わせしていないものである。

【No.2 1 「スタジアム本体整備」】

[答弁]

<まちづくり推進部長>

京都スタジアム（仮称）実施設計等業務に係る公募型プロポーザル方式評価基準として、京都府のホームページで公開されている。また、選定結果等の公表については、京都府公募型プロポーザル方式事務マニュアルに基づいて、京都府において実施されている。以前、当特別委員会で配付した資料が公表されているすべてのものである。

[質疑～答弁]

<馬場委員>

採点の基準項目等の概要は京都府から提出されないのか。

<まちづくり推進部長>

京都府は現段階では公表する予定はないとされている。

<馬場委員>

公表しない理由は何か。

<まちづくり推進部長>

実施設計の段階で、落札業者の技術提案書は公表されることになると思う。それ以外の業者については公表される予定はないと聞いている。

【No.2 2 「スタジアム本体整備」】

[答弁]

<まちづくり推進部長>

スタジアム建設に関しては、多くの皆さまの賛同をいただいているが、期待や不安など、様々な思いを持つ方がおられることも承知している。今後も、あらゆる機会や媒体を通じて議会や市民の皆さんに説明し、市民理解をより一層深める中で事業を進めていく。決して、情報を隠すことはなく、出せるものはすべて出していきたいと考えている。

[質疑～答弁]

<木曾委員>

なぜ、1月20日の当特別委員会で、資料提供されなかったのか。情報は提供していくとこれまでから言われている。市民に広く明らかにするために、情報提供すべきだと考える。その時の経過はどうであったのか。

<まちづくり推進部長>

1月23日に、京都府が京都スタジアム（仮称）を支援する会に説明されることは把握していた。京都スタジアム（仮称）を支援する会に対して京都府が対応されるものであった。また、説明はパワーポイントで行われ、資料配布はなかったため、指摘を受けてからの対応となってしまった。

<木曾委員>

本当に重要なところは、どこであるのかをしっかりと考えていただきたい。当特別委員会で報告していない内容であれば、入手してすぐに伝えるように

- していただかないといけない。今後、どのように対応されるのか。
- <まちづくり推進部長>
指摘いただくことは十分理解した。できる限り対応していく。
- <藤本委員>
全員協議会か当特別委員会で京都府に説明いただくことは可能か。
- <まちづくり推進部長>
当方で見解を述べるものではない。
- <馬場委員>
京都スタジアム（仮称）を支援する会は、いわば運動団体である。京都府や亀岡市は要請があれば、そのような団体に説明に行くのか。
- <小島委員長>
亀岡市としての見解はどうか。
- <まちづくり推進部長>
対応しなければならない部分については、当然対応していく。11月に開催した市民説明会のように、必要があれば京都府にも対応を求めていく。
- <馬場委員>
京都府公共事業評価に係る第三者委員会の意見募集期間は、1月26日（木）から2月1日（水）までのわずか1週間であった。この期間で意見を募るやり方は、当然だと思っているのか。
- <まちづくり推進部長>
亀岡市がコメントする内容ではない。この意見があったことは伝えることはできる。
- <木曾委員>
京都府が京都スタジアム（仮称）を支援する会に説明した際に、亀岡市は費用負担していないという理解でよいのか。
- <まちづくり推進部長>
亀岡市は費用負担していない。
- <三上委員>
京都スタジアム（仮称）を支援する会に説明した資料は、当然提出されるものと思っていた。京都スタジアム（仮称）を支援する会が京都府に要望されて、説明会が実現したのか。亀岡市はどう関わっているのか。
- <まちづくり推進部長>
京都スタジアム（仮称）を支援する会から亀岡市に対して相談があり、京都府に取り次いだ。説明会の実施主体は、京都スタジアム（仮称）を支援する会である。
- <三上委員>
情報を広く知らせることが、履行されていないように思う。どのように考えるか。
- <まちづくり推進部長>
木曾委員に答弁した通りである。
- <木曾委員>
議会が京都府や専門家会議に説明を求める要請をした場合に、亀岡市としては橋渡しをすることは可能であるのか。
- <まちづくり推進部長>

当然行う。専門家会議については、市も当事者である。

[執行部退室]

3 その他

(1) 次回について

<小島委員長>

今後の進め方について、意見はないか。

<木曾委員>

参考人招致をして、詳細について説明を求めたい。京都府や専門家会議に説明を受ける内容については、ポイントを絞って整理すべきである。

<馬場委員>

亀岡市は、京都府に関する資料は出すつもりはない。技術提案書に関しては、参考人招致する際に、説明を受ける等の検討が必要である。

<三上委員>

質疑項目で何も回答されなかったものがある。それらについては、市として努力すべきである。交通問題等について、このままでは判断できない。その努力をしてほしいことを、委員長から申し入れていただきたい。

<木曾委員>

正副委員長と各会派の代表者1名で協議して、次回の日程を決定すればよい。

<菱田委員>

亀岡市として答えられるものとそうでないものを、正副委員長で整理していただきたい。京都府は府議会が終わらないと対応は難しいのではないか。

<藤本委員>

京都府及び専門家会議から、特別委員会に対して説明を受けたい。

<福井委員>

今後も検討すること等の仕分けをしていきたい。京都スタジアム（仮称）を支援する会の説明については、京都府の課長から説明があった。スタジアムを発注した意図を説明されたものと理解している。市議会に情報を出していないことを説明されたとは理解していない。

<馬場委員>

京都府の予算等について、わかる範囲で市から説明を受ける委員会を開催してはどうか。

<事務局長>

予算に関しては、現在のところ、どの段階でどれだけの情報が出てくるかはわからない。次回開催等に関しては、正副委員長に一旦預けていただければよいと考える。

<小島委員長>

今後の進め方については、正副委員長に一任いただきたい。

—全員了—

15 : 57